

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成26年3月10日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成26年3月10日 月曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午前11時23分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第19号議案 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

出席委員

委員 長	呉 屋	宏 君
副委員 長	狩 俣	信 子 さん
委 員	又 吉	清 義 君
委 員	島 袋	大 君
委 員	照 屋	守 之 君
委 員	新 田	宜 明 君
委 員	赤 嶺	昇 君
委 員	糸 洲	朝 則 君
委 員	西 銘	純 恵 さん
委 員	比 嘉	京 子 さん
委 員	嶺 井	光 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

福祉保健部長 崎山八郎君
障害保健福祉課長 大城壮彦君

○呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第19号議案を議題といたします。

ただいまの議案については、3月6日に開催された本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として、福祉保健部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第19号議案沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

崎山八郎福祉保健部長。

○崎山八郎福祉保健部長 それでは、乙第19号議案沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

平成26年第2回定例会議案書（その3）の63ページをお開きください。

本議案は、県内における自殺対策を緊急に強化することを目的として、引き続き県が行う事業を実施し、及び市町村が行う事業を支援するため、基金の設置期間を延長するとともに、基金に属する現金の一部を国庫に返納するため、基金を処分する場合の特例を設ける必要があることから、条例を提出するものであります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

なお、追加資料がありますので、追加資料について障害保健福祉課長のほうから説明をさせたいと思います。

○大城壮彦障害保健福祉課長 それでは、追加でお配りしてある資料ですけれども、表題が沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（案）についてをごらんください。

福祉保健部長から議案説明がございましたけれども、補足して説明させていただきます。

議案の提出理由は、先ほど福祉保健部長からあったとおりでございます。

議案の概要についてでございますけれども、今回、改正するポイントが2点ございます。

まず1点目ですけれども、議案の概要に書いてありますが、国の経済対策に関連しまして基金への積み増しがございました。あわせて事業の実施期間を平成27年3月31日まで延長することに伴いまして条例を改正するものでございます。

2点目でございますが、平成23年度の第3次補正で積み増しされた復興関連予算について使途の厳格化を図るために、残額がある場合に基金に属する現金の一部を国庫に返還するために特例を設けるという内容の条例改正になっていきます。この2点が条例改正の理由でございます。

2ページが新旧対照表になっています。

それから、4ページに復興関連予算で造成された基金への対応についてということで、内閣総理大臣から沖縄県知事宛ての文書がございまして、これが復興関連予算で返還を要する根拠となる文書でございます。

6ページに自殺対策緊急強化基金事業の事業概要を記載しております。主としてやっておりますのは、相談支援事業、人材育成事業、普及啓発事業ということになっておりまして、1のアからオまでに書いてある事業をこの条例の中では執行しております。それから、今回補正いたしました積み増しの金額4646万3000円と、国への償還を要する1168万2000円—これは去る金曜日の予算特別委員会補正予算審査の際に審査していただいた部分でございます。

7ページ、現在の基金の積立額と処分額について記載をしております。

8ページからが自殺の状況を示す資料になっておりまして、8ページは全国都道府県ごとの自殺の状況を平成24年と平成25年で比較した数値でございます。

9ページ、沖縄県における自殺の状況を平成9年から平成25年速報値で推移を見たものでございます。これは全国との比較も記載してあります。

10ページが原因・動機別の自殺の状況を平成15年から比較して見たものになっております。

最後の11ページは、年齢別の自殺の状況について記載した資料でございます。資料による説明は以上でございます。

○**呉屋宏委員長** 福祉保健部長並びに障害保健福祉課長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** 最初に、議案の概要の2点目からお尋ねします。復興関連予算の関係でという説明をされましたけれども、具体的にどのような一返還ということになっていることも含めて詳細説明をお願いします。

○**大城壮彦障害保健福祉課長** 復興関連予算につきましては、平成23年度の補正予算で積み増しされた部分でございます。東日本大震災に伴いまして、被災地から県内に移住を余儀なくされた方々の心のケアでありますとか、そういったものに対応するために配分されたものでございまして、やっている事業内容としましては、自殺対策緊急強化基金事業でやっております先ほどの5つの事業、相談支援、人材育成等々の事業を実施しております。

○**西銘純恵委員** 平成23年度積み増しの復興関連予算の額と、実際に使われた額と内容を一復興関連といいますと、具体的には被災者の皆さんのために使うということかと思うのですけれども、県内に関連する皆さんが何名来られて、それにこの予算が充てられたのかどうかというところでお尋ねします。

○**大城壮彦障害保健福祉課長** 復興関連予算ですけれども、東日本大震災が起こった際の第3次補正としまして、全国では37億円の積み増しがございました。沖縄県は、そのうちの配分額として3945万9000円が配分されております。それから、本県への被災者の数についての御質疑ですけれども、被災3県一福島県、宮城県、岩手県からですけれども、980の方が平成25年12月末現在避難されております。行っている事業としましては、主に相談支援などが中心になっております。復興関連予算で実施した事業の実績でございますが、執行済額が2777万7000円となっております。

○西銘純恵委員 4ページでの説明と今の数値が一差し引きしてそうなりますか。2777万円使われたといたら、3900万円から1168万2000円、ここの関連であわせて説明してもらえますか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 資料4ページのほうですけれども、内閣総理大臣から沖縄県知事宛てに示されている数字の中で、下のほうに①として「復興関連予算として残っていると推計される額1168万2000円」というものがありますけれども、この算出方法がいろいろ国から示されまして、これは理論値になっているのです。実際に執行された額といいますよりも、平成24年度末現在で基金で残っている額から平成23年度に積み増した復興関連予算を按分して出した理論値として出されている数値になっています。それから、②のほうに書いてありますものは、避難者に直接対応する事業に要する見込みとして66万5000円が示されておりますけれども、沖縄県はこれに該当するものがなかった関係で一66万5000円に関しては今後の執行等がないので、返還する額が1168万2000円ということになっております。

○西銘純恵委員 まだ980人の皆さんがいて、そして1000万円余り返還することになっているのですけれども、実際ここに住んでいらっしゃる皆さんは本当に困窮しているとか、学業とかいろいろ問題を抱えていると思うのですけれども、やはり名目は自殺予防ということで皆さんの困難にどう応えているのかということですが、この相談支援を受けた世帯はどれだけなのか、相談を受けられた方一2777万7000円の実績を持っているので、どうだったのか内容を知りたいと思います。

○大城壮彦障害保健福祉課長 基金事業で対応している事業は、被災者も含めて県内全体の自殺対策ということでやっております、被災3県の方が実際にどの程度相談されたかということをも県別に統計をとっているわけではない状況でございます。先ほどの2700万円余の執行額ですけれども、これも理論値で示されたものでございまして、平成25年6月時点で執行されているものから理論上の数値を含めて出したものになっておりまして、これが即全て被災者のための相談事業としてやっているということではなくて、沖縄県全体の自殺対策の中で対応したことになるものでございまして、その辺は少しよくわからない部分がございます。

○西銘純恵委員　やはり予算がきちんと被災者のために使われているかというところが大事だと思うのですが、相談者のうち何名被災者の方が受けたのかというところがまだつかめていないということは、その予算の積み増しがありながら、的確にその皆さんに情報提供もやって、相談も受けられますということがなされなかったのかと思うのですが、それはどこに要因があるのでしょうか。相談支援はどこがやっているのでしょうか。県はやっていなかったのでしょうか。

○大城障害保健福祉課長　被災者が住まれている県営住宅ですとか、そういったところに相談窓口の周知を図るためにチラシ等を配布したりとか、それから県全体で対応しました被災者のための県民会議の中でも相談支援に応じる体制について周知を図るなどということで、県としての対応はお示したところでございます。それから、実際に市町村も含めて相談支援をやっておりまして、そういったところなどが相談に対応したということと、県につきましてはこちらの電話でありますとか、沖縄県臨床心理士会でありますとか、そういったところと協力連携を図りながら相談体制に努めたということでございます。

○西銘純恵委員　やはり被災者が何名相談を受けたのかということ、現在つかんでいないことは問題だと思うのです。今、直接我が党で相談を受けている避難者が、支援を受けてアパートに住んでいるけれども、アパートのすぐ窓際に高圧電流の変換器があって、ガウスで調べる一電磁波になりますか、それがあって沖縄に来てまで恐怖な思いをしている、どうにかならないかという声が一番最近あったのですが、やはり被災者の皆さんにもっと支援するといいますか、そこら辺の体制をとっていただきたいと思えますし、自殺予防の相談でこの返還が出たときに、その時点でもいいのです。市町村に被災者の皆さんの相談は何件受けたのかとか、それと県民会議があるとおっしゃったのですが、つかむ努力はしましたか。今は理論値とかそのような数字でしか予算の話をしていないものですから、返還金についてもそういう努力をされたのか、1人でもそういう方のために使う努力をされたのかということを知りたいと思うのです。どうですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長　県民会議の中に被災者受け入れ支援チームというものがございまして、これは平成23年8月の資料ですが、被災者からの相談件数として把握されているのは4件であったということでございました。

○西銘純恵委員 4件は皆さんのところで対応できただろうという意味ですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 その被災者県民会議の中での相談としましては、沖縄県臨床心理士会などが中心になって県営住宅、交流会への参加という形で活動されているということは聞いております。

○西銘純恵委員 内閣総理大臣から知事宛てに出された4ページの資料ですが、去年の7月5日に出されて、避難者に直接対応する事業については執行見込額を上限としてという具体的な執行について尋ねていると思うのです。7月23日までに事業計画書をとということで、それから考えても半年ぐらいはできたと思うのですが、先ほど言った4件については平成23年度当初の県民会議との関連ですから、今の予算執行についてきちんと使ってほしいということで、この文書を受けてからやはり市町村にも意識的にそういう調査をかけていなければならないと思うのですが、その部分だけ県としてどうしたのか。そして、被災者が相談を受けているのかいないのかという実態をつかんだのかどうかも含めてお答えいただけますか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 7月5日の文書を受けた後に実態を把握するということはやっておりました。

○西銘純恵委員 これはやはり予算執行の問題もあるし、被災者の皆さんを支援するというこの全国的な思いが具体的に国から予算も出ているのですが、県として把握もせずに文書が来てなおかつやっていないということは、何かできない要因というか、やらなかった要因は何だったのか。やらなかったのですか、できなかったのですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 既に基金事業の中で相談窓口を広く設けていたために、その部分は再調査をかけなくても対応できるものだと認識しております、その時点で調査をかけることはいたしませんでした。

○西銘純恵委員 やはり自殺予防の予算が別枠でとられている。けれども、平成23年度については3945万9000円が復興関連予算ということで、そこに充てなさいと明確にされたというところが大事だと思っているのです。だから、それはそれできちんと充てられているかという検証をやらないことについては問題

があったと思います。一応指摘をして、これはもうみんな返さないといけないということで、理論値として国から示されているということですが、やはり事業執行のあり方についてはきちんと対応していただきたいと。これは大きな総括が求められるのではないかという気はするのですが、福祉保健部長いかがでしょうか。

○**崎山八郎福祉保健部長** 自殺対策については、従来から強化して相談体制なり啓発なり、あるいはゲートキーパーの養成なり、いろいろな取り組みをしてきたところで、この震災関連のいろいろな対策についても、そういった中に含めて進めてきたという状況でありました。いずれにしましても、今後こういった予算の執行については適性に執行できるように取り組みをしっかりと進めていきたいと思います。

○**西銘純恵委員** もう一点、最初の1番に関してですが、1年間、次年度の3月31日までこの基金の本来の自殺対策事業を延長するということですが、単年度の条例改正になっていたのでしょうか。経済対策ということになっていますが、沖縄県においてはやはり単年度ということではなくて、私は恒常的に制度として取り組むべき問題ではないのかと。自殺者数にして効果、評価はどうなっているのかということをお尋ねします。

○**大城壮彦障害保健福祉課長** 今回、国の経済対策を受けて積み増しをするのですが、県の基金条例のもとになっております国の要項が1年の事業延長という内容になっている関係で、県条例も平成27年3月31日まで延長するという内容にしております。基金が設置されましたのが平成21年でございまして、そのときの自殺者数の状況を見ますと、全国も沖縄も過去最高の自殺者数を示しておりました。沖縄県でいいますと406名。それから徐々にといえますか、300人台で推移していた自殺者数の状況が平成24年には300人を割っておりまして、これまでの5カ年間近くこの基金を活用した事業が、民間等を含めたその活動によって自殺者の減少につながったものと理解しております。

○**西銘純恵委員** 自殺者数のこの間の推移をお尋ねします。

○**大城壮彦障害保健福祉課長** 先ほど追加でお配りした資料をごらんいただきたいと思います。資料の9ページを見ていただいたほうがわかりやすいかと思っておりますけれども、平成9年からの統計データになっておりまして、上段が沖縄

県、下段が全国の状況を示しております。平成9年から徐々に上昇している自殺者の状況ですが、ずっと300人台を維持していて、平成21年が先ほどの最高の406人。それから少し横ばいの状況であったのが平成24年に267人ということで300人を割ったと。平成25年の速報値では11名ほどふえたのですけれども、300名を下回っている状況がこの資料でわかります。

○西銘純恵委員 全国も見たらわかるのですが、同じ効果があるということは国も評価しているかと思うのですが、全国の平成21年と平成25年速報値はどうなっていますか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 全国の状況は、総数でいいますと平成21年が3万2845名、平成25年の速報値が2万7195名ということで、全国も少しずつ減ってきております。

○西銘純恵委員 本当にこの対策が継続してきちんとなされれば一本当は自殺者が1人もいてはいけないと思うのです。まだ県内で300人近いということは、ほぼ1日に1人まだ自殺している状況があると。

事業のメニューについて、沖縄県は5つの事業をやっているということですが、強化モデル事業の一時的避難場所、シェルターの提供はやっているのでしょうか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 これはモデル事業でございまして、沖縄県ではシェルターの事業はやっておりません。

○西銘純恵委員 沖縄県がやっている事業、何々ということを示していただけますか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 これも追加でお配りしてあります資料6ページに少し書きましたけれども、自殺未遂者の事例検討—福祉保健所等を中心にした事例検討でありますとか、自殺企図者が救急告示病院に最初に運ばれるわけですが、運ばれた方が繰り返し自殺しようとする可能性がないかどうか、そういった場合にどういった対応をすべきなのかというような形での調査、それから遺族の方に対しての研修会などというものを実施しております。

○西銘純恵委員 先ほどの点についてはわかるのですけれども、資料の1ペー

ジ下の国の事業メニューというものはたくさんあるわけです。今の説明を受けると、自殺を図った人というか、自殺の要因がある人、自殺に対する手だてというか、そういう感じに聞こえるのです。私の頭ではそういうところまで至らない、そういうことを予防するというのであれば、明確に自殺要因で何々があるから、そこら辺で食いとめようという前もっての手だてがこの事業で重要になってくるのかと思うので、今の説明では少し納得できないです。国の事業のうち県としてやっている事業、1ページで米印になっているものですか。何々ですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 確かに、西銘委員が言われるように、1ページの四角囲みで書いてありますのは国の要項で示されているメニューになっているのですが、強化モデル事業は地域ごとにハイリスクを持つ方々、地域独自の対応ということで示されているものなので、確かに予防という観点は大変重要でございますし、自殺がいかにか起こらないかという部分でいいますと、1次予防の部分は大変重要でございますし、その取り組みをやっているのですけれども、今回取り組んだものは先ほど6ページでいいますと、やはり繰り返し自殺をしようとする可能性のあるハイリスク者を中心に沖縄県は対応したということでございます。

○西銘純恵委員 リストカットとか、繰り返すということをよく身近でも聞いているのです。それも重要だと思うのですけれども、国が示している強化モデル事業メニューで大事だなと思うのが、ハイリスク地におけるパトロール活動の支援、それはやっているのですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 場所を言うことは支障がありますので控えますが、例えば自殺をとめるために、意識を高めるために看板を設置したりとか、例えばその場所に行ったときに自殺を思いとどまるようなことを図ることはやっております。

○西銘純恵委員 ハイリスク地というものは、要するに自殺者の多いところということでしょうか。日常的にパトロールということですから、人的配置をしてということだと思うのですが、県内に何カ所ありますか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 これも場所は申し上げられませんが、市町村が中心になって、いわゆる危険な場所があるところはパトロールなどをやってい

ると。パトロールをやっているのは1カ所、それから看板設置をしているところがもう一カ所ございます。

○西銘純恵委員 それも弱いと思います。結構ここで何度もというところは身近でもやはり耳にするのです。そこはそこで強化するというので、まだ1カ所しかないということはやはりそこも重要だし、相談活動は相当頑張っているのちの電話とかやっていますけれども、それよりも今弱いところは一時的避難場所の提供、シェルターです。ここはやはり沖縄県はうんと取り組まないといけないところではないのかと。結構失業とかそういうことでアパートを出されたとか、そういう事例がふえているのです。だから、シェルターというものがこの事業にあるのであれば、きちんとこれは入れていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 市町村を中心にこの辺の事業に取り組んでいるところだとは思いますが、シェルターが可能性として今緊急に必要なものなのかどうか。市町村からもそういった声があるのかどうかなどについて、少し把握した上で検討が必要なのかと思います。

○西銘純恵委員 去年から県が性犯罪被害者支援ワンストップセンターの検討を始めましたね。そこはやはりシェルター、一時避難が必要な事業なのです。ですから、そこら辺とも絡めてやはり県内にそういうシェルターがないということが今問題になっていると思いますから、これは早急に検討して、実現できるように取り組んでいただきたいと思います。メニューとしてもきちんと入っていますから、これは提案しておきます。

次に、全体的な相談件数は年間どれだけですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 平成24年度の主な実績で申し上げますと、対面型の相談支援事業が2121件、電話相談が179件となっております。

○西銘純恵委員 本会議でもどなたかが質問していたのですが、自殺者の自殺原因として1つにということとは本当はできないと思うのですが、病気で自殺したといっても、実際は病気でお金がかかって、お金がなくなっていることは身近で聞いています。ですから、病気原因ということもこれだけでいいのかと思ってはいるのですが、割合でもう一度確認したいと思うのです。自殺者数と原因別の割合です。

○大城壮彦障害保健福祉課長 先ほど追加でお配りした資料の10ページをごらんいただきたいと思います。平成24年の状況を記載しておりますが、全自殺者に占める割合で最も多いものが健康問題ということで137件、42%。それから次に家庭問題、それから経済生活問題という順番になっていきます。

○西銘純恵委員 年齢別はどうだったでしょうか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 先ほどの資料11ページをごらんになっていただきますと、沖縄県の場合は50代男性の方が最も多くて53名、26%という状況になっています。

○西銘純恵委員 50代の男性は社会的にも職業的にも一番責任を担って、家族の問題でもそういうところにある人が割合として高いということは、どのように考えますか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 沖縄県の特徴として50代男性が多いことは全国との比較で見るとれるのですけれども、なぜその年齢層の方に自殺者が多いのかと。経済的な借金でありますとか負債でありますとか、そういった問題が最も多いのだらうと思いますし、家庭を支えるという部分で責任を感じて、みずからの命を絶たれるという部分があるのかと思います。

○西銘純恵委員 今、全国との比較で沖縄県の特徴を言ったのですけれども、全国との比較で年齢構成を最後にお尋ねして、やはりそこに対策を立てないと防げないと思いますので、これは協議会なりをやるべきだと思います。全国との比較でもう一度お願いいたします。

○大城壮彦障害保健福祉課長 先ほどの資料11ページの下の方が全国の状況で、全国の場合は60代で自殺されている方が多いという状況がわかっております。50代男性の自殺者への対策としましては、先ほどのような経済上の問題とかがありますから、多重債務でありますとか、そういった方々への相談体制を強化したり、心の健康相談などをやったりというところで対策をとってまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 所得が本当に低い沖縄県ですよね。今、多重債務ということ

もおっしゃったので、福祉保健部としてやはり借金問題—実際は緊急小口という貸し付けで10万円を借りるにしても、すぐに簡単に借りられないのです。たった10万円でも。一般的に貧困層、ワーキングプアが沖縄県でも半分いるという状況、働いてもそういう状況という中で、やはり金融機関とかそういうところから借りられない。家賃を滞納して追い出されそうになっているというときの、本当に緊急の借り入れなどの生活福祉資金も機能していないのです。国の制度ということで実際には貸さないのです。ですから、県がそこまで踏み込んで、やはり県独自の自殺対策と絡めて、経済問題がある、借金問題があるというところで、ぜひ県の貸し付け制度を検討してほしいと切に願って質疑を終わりたいと思います。

○**崎山八郎福祉保健部長** 自殺対策については、全庁的な連絡会議もありますし、それ以外にまた関係機関を含めての連絡会議がありますので、そういった県庁内での連絡会議などでそういうことも含めて、少し話し合いを進めていきたいと思っております。

○**呉屋宏委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** この復興関連予算に返還しないといけないという基金ですけれども、結局これは国会でも非常に問題になって、復興関連予算というものを組んだけれども、それであちこちいろいろな事業をやったという批判もあって、そういう流れの中でこういうことが出てきたのでしょうか。どうですか。

○**大城壮彦障害保健福祉課長** 目的外使用ということではないのですが、今回あらゆる基金に復興関連予算が平成23年に投入されています。その中で一部不適正に、復興以外の目的に使われているものが全国的にも散見されたという中で、用途を厳格化しようという動きが出てきました。それで、その復興関連予算で積み増しされた基金等に残高があるのであれば、それは本来の復興事業に回そうということで、内閣総理大臣等からの要請があったと理解しております。

○**照屋守之委員** ということは、これは内閣総理大臣から沖縄県知事宛てに来ているのだけれども、これは全国47都道府県に同じような要請が出されて、この部分についてはこういう対応をされるということで理解していいですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 これは基金が残っているからいいわけですよね。使っていないものから1168万2000円を返すという、そういう理解でいいですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 そのとおりです。

○照屋守之委員 これはわざわざ総理大臣から来て、金額も示されているのだけれども、事前の調整は当然あるわけですよね。その説明をしてもらえませんか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 全国的に新聞等でも出てきた経緯の中で、復興関連予算が他の使途に使われているのではないかという話があったときに、実はその基金に関しても調査のようなものがございました。その中で、今現在基金がどの程度残っているのかなどについての調査になっていて、それをもとにして国とのやりとりはあったのですが……。内閣府が所管省庁でアンケート的なものだったのですが、その復興関連予算についての調査がございました。

○照屋守之委員 これは内閣総理大臣から来る前に内閣府と調整して金額をある程度決めて、それを内閣府も確認した後に、内閣総理大臣から都道府県知事に対してそういう具体的金額を提示してこういう要請が出されたという理解でいいのですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 そうでございます。

○照屋守之委員 それと県内の自殺者数について、平成9年に276名でその後400名まで上がって、平成24年に267名ということで、15年ぶりにこういう一数字からするといい成果が出ていると思っています。これは文字どおり、こういう基金とかあるいは県の自殺対策の効果が出て、こういう数字になっていると理解していいのですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 基金が設置されて5年近くが経過する中で、やはり命の大切さでありますとか、そういったものを県民一人一人にわかっているただくための普及広報などにも努めてきましたし、それからより身近な方々が相談に応じられるように、ゲートキーパーという形で寄り添って人の悩みを聞

けるような体制づくりでありますとか、それから沖縄県臨床心理士会などを中心とした専門の相談体制などを強化してきたことが一つの成果、効果になっているのではないかと思います。

○照屋守之委員 これはさまざまな理由があって自殺ということになるのでしょうけれども、やっぱりこういうのは少なければ少ないほうがいい、ゼロがいいということで考えるわけですが、現実としてこの300名ぐらいの推移ですと来て、全国も2万7000人ということからすると、行政としても国も一所懸命努力するのは当然のことだけれども、でも現実問題として、これだけこの数字がずっと残っていくという、対応というのは非常に難しいですね。実際はどう捉えていますか、この数字は。ゼロを目標としてやっていけるものなのか、あるいは現実として少ないほうがいいのだけれども、県内も全国的にもこれだけの数字が毎年上がっているわけですよ。そこは努力はするけれどもゼロにするには限界かなという思いもあって、でも減らさないといけないと。これはどうですか。この数字について少し説明してもらえませんか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 自殺対策をするに当たって、県は行政計画をつくっております。平成18年度を基礎にして、平成29年度までに30%減を目標に取り組みをしております。

○照屋守之委員 それで実際はどうですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 昨年から300名を切ったというところで、当初目標にしていた数値を修正するといいますか、いいほうに修正するといいますか、目標を少し達成しつつあるものですから、それをなお加速させて、1人でも多くの貴重な命を救えるような取り組みをしていきたいと思っております。

○照屋守之委員 こういう形で減らすという努力をしていく中で、こういう基金の活用というもの、そしてまた引き続きそのようなものを積み上げて対応していくということは、やはり減らしていく上で非常に大事なことですか。どうですか。

○崎山八郎福祉保健部長 こういった自殺対策、沖縄県の大変重要な課題の一つでありますので、自殺者を減らすためいろいろな対策に取り組んでいくためには、やはりこういった基金が活用できるということは非常にいいことだと思

っていますし、今後も何らかの形でそういった自殺に対する予算を確保して、引き続き取り組みをしていく必要があるだろうと思っています。

○**呉屋宏委員長** ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○**比嘉京子委員** 皆さんからのきょういただいた資料で、内閣総理大臣から来ている要請文ですが、「当該要請を踏まえて……」5行目ぐらいからあります。いわゆる返金する金額ももちろん出されているわけですが、少し説明がほしいと思うのが「復興関連予算として残っていると推定される額については、被災3県の事業と被災3県以外で避難者に直接対応する事業に用途を限定し」とありますよね。つまり、沖縄県に980名の方がいらして、そういう人たちに自殺以外といいますか、残を出さないような使い方をどのように試みたのか、それができたのか、できなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○**大城壮彦障害保健福祉課長** 今回の復興関連予算の国への返還の考え方としては、やはり用途の厳格化ということで国はこういった内容のものに限定して、残っているものを返してくれというふうなことで理解しております。

○**比嘉京子委員** この文書はどう理解すべきでしょうか。自殺対策以外……。

○**大城壮彦障害保健福祉課長** そういうことではございませんでして、平成23年度に積み増しされた復興関連予算は、自殺対策関連予算として積み増しされたものです。今回返還を求めるということも、結局はこの基金に関して言いますと自殺対策に充てられるもの、その中でも復興関連予算ですから被災3県、それ以外にも沖縄にいらっしゃる被災者の方々に、そういった方々に限定して使うものということで出されているものと理解しております。

○**比嘉京子委員** 沖縄に来ていらっしゃる被災者の方々に、これは自殺対策以外にも使えたわけですか。使えなかったわけですか。

○**大城壮彦障害保健福祉課長** 積み増しで造成される事業というのは、自殺対策の5つの事業—対面相談、電話相談等の5つの事業に充てるということで基金に積み増ししております。その事業の中で執行されるので、自殺対策以外で使うものではないと思います。

○比嘉京子委員 それを直接的か、間接的かということになるかと思うのですが、やっぱり被災した方々が一例えば今挙げている6ページ、皆さんが事業内容として挙げている中に心理士の方がいらっしゃるのか、相談業務につける人がいるのか、電話相談をやれるのか。そういう自殺対策関連の事業の中で被災して来た方々の能力といいますか、そういうものとしてもこの中にもっとふやしていくとか、というような二次的なことは考えたのか、考えなかったのか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 自殺対策事業を県それから市町村で実施しております。市町村等にも相談員がいるかと思えます。県の場合、我々本庁には専門の相談員がいるわけではないものですから、沖縄県臨床心理士会でありますとか、そういった相談の専門家に委託する方法で実施しております。そういったところで専門的な対応はできているかというように思います。

○比嘉京子委員 そういうところに投げるわけですが、投げるときにこういうことも考慮するということと言われたのかと非常に疑問に思うわけです。というのは、例えばここでいうオの事業。前、私は本会議で、救急に運ばれた未遂で終わった方に関して一秋田県だったと思うのですが、いわゆる精神科の先生につなぐと。すぐに帰さないという方法をとっていますという提案をしたことがあります。そういう人は必ずもう一回戻ってくると。ここで一旦応急的な処置だけではなくて、精神的なケアを継続してやっていかないと、同じことを繰り返すという環境の中に本人の精神状態があるわけです。そうすると、ここを強化するにもいろいろな人材をふやさないといけないはずで。それが人手不足なのです。今、沖縄の県立病院の中でも、中部病院の中でも、24時間そういう人を置いているわけではないわけです。でも、入院させてそこにつないで、必ず連携をとらせていくような次のステップをつくるためにも、こういう対策事業費が来たときに、日ごろできないけれどもチャンスとして人をふやしていく、そういうことが返金に対してできなかったのかと、やってほしかったという思いがあって今質疑しているのですが、そういうことを、私の理解では鬱対策事業でも一総合精神保健福祉センターがありますよね。そこの鬱対策事業さえも沖縄県は100万円程度でも削っているのです。2クールできたのを1クールにしたり。これぐらい自殺対策を本当に手薄にやってきた県なのです、沖縄県は。だから、かつてから自殺の問題については質疑しているのですが、こういうチャンスのあるときになぜ返金なのかと私は思います。なぜもっと手厚くできないのか。つまり、今ある事業にお金を投げただけなのか、それにプラスアル

ファとして強化しようとしたのか。そこだけ少し教えてください。

○大城壮彦障害保健福祉課長 比嘉委員が言われた救急と専門の精神科との連携というのは、モデル的ではありますが北部を中心にして検討グループが動いております。確かに言われるように、急性期を脱した自殺未遂の方を一旦どこにつなぐかということ、専門のところにつないだほうがいいと思います。そういったところで今、北部福祉保健所と県立病院等を中心にして、連携をとる検討を進めているところです。

○比嘉京子委員 ここに書いているからいいですが、そのようなときにもう一歩踏み出して、人員を調達するようなことまではいかなかったのですかと聞いているのです。それとも心理士がいないのですか。

○大城壮彦障害保健福祉課長 この自殺対策事業の5つの事業メニューの中では少し難しいのかもしれませんが、このモデル事業の中で、救急病院と精神科病院との連携をどのようにつないでいくかという検討をやった上で一人の配置も出てきますので、その辺は少し検討した上でどういった手だてが打てるかどうか、少し検討の時間が必要なのかと思います。

○比嘉京子委員 最後になりますが、皆さん、既存の精神科につなぐことを考えているようですが、既存の精神科は予約を入れると何カ月待ちです。こういう先生方に自殺未遂で運ばれてきた人と連携をとってくださいといって、投げたからといっても即対応できないのです。そこをわからないといけません。だから中部病院なり、北部病院には嘱託職員でも一何でもスタートはいいですが、常勤しておかないといけません。そうすると、他の患者さんにもつなげることがいっぱいできる。そういうことを考えないと、既存の民間精神科につなげばいいかということ、今民間はいっぱいいっぱいなのです。こころ科も含めて非常に手いっぱい、人が少ないというのが実態です。これは発達障害の子供たちの多さもあるのですが、そういうことも踏まえて皆さんが考えているようなことというのは実質的に機能するような一運ばれてきたらすぐ対応できて、ベッドの横に行ってお話が聞けてという人たちではないのです。そういうことももう少しきめ細かくやらないと。だから、今まである事業だけではなくて、こういうお金が来たときには、思ってもできなかったことをもっとステップアップして、私としては返すお金があるのでしたらもっとやってほしかったという思いがあります。今あることをそのままにしておくこと

では進みません。ですから、今ないけれども何がほしいか、何が必要かということ常を常にプランとして持っていないと、これが来たからこれだというのが出てこないのです。そこが非常に歯がゆい。ですから、今既存のものだけではだめです。それが実態として本当に機能するかどうかをぜひチェックを入れて、今後の対応策をやってください。お願いします。

○**崎山八郎福祉保健部長** 今の自殺未遂で救急告示病院に運ばれた患者の対応をどうするかということで、先ほど障害保健福祉課長からも北部圏域でモデル的に対応を検討しているという話をしました。補足しますと、圏域ごとにそれぞれまたいろいろと課題が違ってくると思いますので、中部福祉保健所圏域においてもそういった救急医療協議会の中で今のような問題について検討されているようです。どのような課題があるかということ今検討していて、どのようなことをしていけばいいのかということも話し合いで進めています。そういった中で、これからの対応策を検討していくとすることができるのではないかと考えておりますので、そういう方向で進めていきます。

○**比嘉京子委員** 対策が遅いと思います。400人台のときからこういう議論があるのです。それなのに、基金が来てもいまだこういうことをやっているのは非常に遅いと思うので、ぜひお願いします。

○**呉屋宏委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**呉屋宏委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします

以上で、本委員会に付託された先議案件に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**呉屋宏委員長** 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法について協議)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

これより、乙第19号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に先議案件として付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

次回は、明 3月11日 火曜日 午後1時半から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏